

<JIS マーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

鉄鋼・非鉄金属 簡単な保護被膜を付けた鋼材（鋼板、鋼帯、鋼管、線材、形鋼、平鋼、棒鋼）
に係る JIS マーク表示の取扱いについて

2008 年 9 月 11 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問

JIS 認証を受けた鋼板に本体の規格要求品質に影響を及ぼさない塗油、塗装[塗装下地（プライマー）、仮塗装、識別のための塗装及びそれに準ずる塗装]等の表面保護被膜を付けた製品についても JIS マークを付すことができるか。

解 釈

表面保護被膜が JIS G 0204 の 6.1.4 の a) の範疇（備考 1 参照）のいわば、表面処理を施した製品に該当しないこと、受渡当事者間の協定によって製造者のみならず使用者もその内容を承知していること、及び次に示す 1)、2) の点に特に留意することを前提に、JIS マークを付すことができる。

（留意事項）

- 1) 規格の要求品質は、表面保護被膜処理を施していない状態で満たされていることを確実にすること。
- 2) 表面保護被膜処理は、受渡当事者間の協定がある場合に適用され、使用者もその内容を承知していることを前提としているが、特に嵌めあい公差を適用する用途に対しては被膜処理の適用可否も含めて受渡当事者間で事前の協議をすること。

備考 1 （JIS G 0204, 6.1.4 規定抜粋）

表面状況によって、次のように区分される。

- a) 表面処理を行っていない製品、ただし、取扱中又は保管中の腐食又は機械的損傷の対策として、若しくは使用を容易にする目的で、簡単な保護被膜を付けた製品は、表面処理を施した製品に該当しない。簡単な保護被膜は、例えば、次のいずれかの方法によって付けてもよい。
 -) 不働態化：製品は、電気化学的に又は化学的にクロメート又はりん酸の層で被覆される。クロメート処理又はりん酸処理による表面処理と違って、付着層は、光学的方法では検知できないほど薄い。
 -) 有機被覆の適用：被膜自身は、腐食に対する保護にはならないが、後続のほかの下地被覆又は被覆を適用するための表面事前処理として、防食機構の一部となって役立つ。
 -) 保護膜の適用：例えば、粘着被覆、粘着紙、ラッカー
 -) グリース、油、タール、アスファルト、石灰又は溶解する物質の被膜の適用
- b) 表面処理された製品（6.3.1 参照）

以 上